

兵庫県公報

令和8年3月24日 火曜日 第704号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 公印の廃止（法務文書課）	2
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	2
○ 緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の変更認可（同）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（同）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の変更認可（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 平成22年兵庫県告示第156号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 平成31年兵庫県告示第358号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 令和2年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 令和2年兵庫県告示第1351号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第627号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和2年兵庫県告示第1254号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第1096号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和3年兵庫県告示第185号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和2年兵庫県告示第109号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可（上下水道課）	17

- 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部改正（会計課）…………… 17

公 告

- 落札者等の公示（川西子ども家庭センター）…………… 17
- 同 上（同）…………… 18
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…………… 18
- 同 上（丹波県民局）…………… 18
- 同 上（淡路県民局）…………… 19

教育委員会規則

- 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則…………… 19

教育委員会告示

- 博物館の登録…………… 19
- 同 上…………… 20
- 博物館に相当する施設の指定…………… 20
- 同 上…………… 21
- 同 上…………… 21

教育委員会公告

- 落札者等の公示…………… 22
- 同 上…………… 22

公布された法令のあらまし

◎兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（教育委員会規則第6号）
 公益信託ニ関スル法律の全部改正により、主務官庁、都道府県知事及び都道府県教育委員会による公益信託に係る許可及び監督の制度が廃止されること等に伴い、兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止することとした。

告 示

兵庫県告示第229号

次に掲げる公印を令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止公印の名称及び印影



兵庫県告示第230号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業

省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市、赤穂市、西脇市、黒田庄町、三木市(吉川町の区域を除く。)、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	令和9年3月10日(水)から同月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	その質量計の所在の場所



兵庫県告示第231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年3月12日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
水上大池地区
- 3 縦覧の期間
令和8年3月24日から同年4月13日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 丹波市役所(縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/mizukamiooike-shinki.html>



兵庫県告示第232号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和8年3月11日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農地整備事業（経営体育成型）
- 2 地区名
倭文長田地区
- 3 縦覧の期間
令和8年3月24日から同年4月13日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 南あわじ市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/shitoorinagata-henkou.html>



兵庫県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.970号 駅前線
- 3 事業施行期間
令和8年3月24日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台1丁目、伏見台1丁目地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台1丁目地内



兵庫県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.614号 園田豊中線
- 3 事業施行期間
昭和58年3月25日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.862号 競馬場高丸線
3.4.246号 山手幹線
- 3 事業施行期間
令和8年3月24日から令和16年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県宝塚市仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川清風台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川高丸1丁目、仁川団地地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県宝塚市仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川旭ガ丘、仁川高丸1丁目地内



兵庫県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.246号 山手幹線
- 3 事業施行期間
令和5年4月4日から令和8年8月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月24日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川右岸自転車道線	加古川市東神吉町出河原字ヨセモノ250番7から 同 市東神吉町出河原字切戸22番1まで	旧	3.0から 5.0まで	358.0	予定地
		新	3.0から 12.0まで	378.0	



兵庫県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年3月24日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 朝倉養父停車場線	養父市十二所字茶ノ木ケ坪902番1から 同 市広谷字上町51番まで	旧	2.0から 13.0まで	78.0	
		新	5.0から 18.0まで	81.0	



兵庫県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月24日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宗佐土山線	加古川市八幡町宗佐字石原57番3から 同 市八幡町宗佐字石原60番1まで	旧	8.0から 9.0まで	36.0	
		新	8.0から 16.0まで	36.0	



兵庫県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月24日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	加古川市尾上町養田字宮ノ前745番1から 高砂市高砂町字藍屋町1421番16まで	旧	6.0から 20.0まで	446.0	
		新	6.0から 23.0まで	446.0	



兵庫県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
垂井 (119000024)	小野市垂井町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栃本(2) (110040141)	豊岡市日高町栃本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
名色(3) (110040142)	豊岡市日高町名色（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
名色(4) (110040143)	豊岡市日高町名色（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

祢布(2) (110040144)	豊岡市日高町祢布(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
祢布(3) (110040145)	豊岡市日高町祢布(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
祢布(4) (110040146)	豊岡市日高町祢布(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音寺(2) (210040076)	豊岡市日高町観音寺(別図7のとおり)	土石流

(別図1から別図7までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第243号

平成22年兵庫県告示第156号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

国分寺(2) I (110040083)の項中別図83を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成22年兵庫県告示第395号(土砂災害警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田町 I (219000010)	小野市山田町(別図30のとおり)	土石流
右支溪第3 I (219000011)	小野市榊町(別図31のとおり)	土石流
右支溪第4 I (219000012)	小野市榊町(別図32のとおり)	土石流



兵庫県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
垂井 (119000024)	小野市垂井町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名色(3) (110040142)	豊岡市日高町名色(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
祢布(2) (110040144)	豊岡市日高町祢布(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
祢布(3) (110040145)	豊岡市日高町祢布(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
祢布(4) (110040146)	豊岡市日高町祢布(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第247号

平成31年兵庫県告示第358号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

住吉山手(2)(1)I(101010039)の項中別図15を次の図面のとおり改める。

住吉山手(5)II(101010099)の項中別図33を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第248号

令和元年兵庫県告示第432号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

長峰台(1)I(101020053)の項中別図20を次の図面のとおり改める。

箕岡(6)I(101020062)の項中別図24を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第249号

令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

中尾町(1) I（101080004）の項中別図2を次の図面のとおり改める。

山本通 I（101080070）の項中別図48を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第250号

令和2年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

雲雀ヶ丘(2) I（101040024）の項中別図10を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第251号

平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

中山桜台(3) I（115000065）の項中別図8を次の図面のとおり改める。

中山桜台(1) I（115000065）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第252号

令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

長寿ヶ丘(3) I（115000143）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

青葉台 I（115000168）の項中別図17を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第253号

令和2年兵庫県告示第1351号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

出石 I（128010019）の項中別図15を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所、宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第254号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

奥金近(2) I（139010087）の項中別図22を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第255号

令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

西徳久(5) I（139030073）の項中別図124を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第256号

平成30年兵庫県告示第627号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

佐田(2) I（110040031）の項中別図6を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第257号

令和2年兵庫県告示第1254号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

相地 I（123040025）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第258号

平成30年兵庫県告示第1096号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

家ノ前(1) I（140020004）の項中別図2を次の図面のとおり改める。

和田(1) I（140020019）の項中別図11を次の図面のとおり改める。

高坂 I（140020041）の項中別図27を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第259号

令和3年兵庫県告示第185号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

隼人 I (140010010) の項中別図5を次の図面のとおり改める。

大谷(1) I (140010076) の項中別図52を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第260号

令和2年兵庫県告示第109号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

藤尾 I (141010012) の項中別図11を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第358号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉台(2)(2) I (101010074)	神戸市東灘区住吉台(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり



兵庫県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
篠原 I (101020018)	神戸市灘区篠原(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
桜ヶ丘(2) I (101020030)	神戸市灘区桜ヶ丘町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり



兵庫県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の

規定により、令和3年兵庫県告示第380号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
つつじが丘(3) I (101060016)	神戸市垂水区つつじが丘1丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
多聞台(1) II (101060199)	神戸市垂水区多聞台1丁目（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり



兵庫県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥池(1) I (107000001)	芦屋市奥池町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり



兵庫県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第349号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山田町 I (219000010)	小野市山田町（別図10のとおり）	土石流	別図10のとおり
右支溪第3 I (219000011)	小野市榊町（別図11のとおり）	土石流	別図11のとおり



兵庫県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の

規定により、平成31年兵庫県告示第367号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
イガン谷川 I (235000012)	神崎郡市川町上牛尾（別図40のとおり）	土石流	別図40のとおり



兵庫県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第185号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吹上谷川 I (234010011)	神崎郡神河町作畑（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり



兵庫県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第1253号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中の谷川左支溪 I (234010058)	神崎郡神河町杉（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
川上左谷 I (234020006)	神崎郡神河町川上（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり



兵庫県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第368号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東村(3) I (212010046)	たつの市揖西町小犬丸(別図73のとおり)	土石流	別図73のとおり



兵庫県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第369号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大願寺(2) I (139010103)	佐用郡佐用町円応寺(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり



兵庫県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第359号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
百合 I (110050070)	豊岡市出石町上野(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり



兵庫県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第627号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
森山(1)Ⅱ (110040032)	豊岡市日高町森山(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり



兵庫県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1096号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和田(3)Ⅱ (140020110)	美方郡香美町村岡区和田(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり



兵庫県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第185号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
隼人(4)Ⅱ (140010120)	美方郡香美町香住区隼人(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり



兵庫県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第197号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安坂北谷 I (206010032)	洲本市中川原町安坂（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり



兵庫県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第20号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業 武庫川上流流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年2月26日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第277号

平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1の表に次のように加える。

14 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）	第128条第1項
-------------------------	----------

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山元浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
川西こども家庭センター一時保護所マイク増設に関する契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県川西子ども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階

3 落札者を決定した日

令和8年3月3日

4 落札者の名称及び住所

株式会社エスイーワークス 川西市久代1-25-33

5 落札金額(税込)

3,134,340円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年2月10日



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

契約担当者

兵庫県川西子ども家庭センター所長 山元浩司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

川西子ども家庭センター一時保護所監視カメラ増設に関する契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県川西子ども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階

3 落札者を決定した日

令和8年3月3日

4 落札者の名称及び住所

有限会社メジャー 西宮市高座町14番45-208号

5 落札金額(税込)

3,282,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年2月10日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町松尾字秋定366番1、367番1、375番1、376番1

同 郡同 町松尾字南向387番1、390番1、391番1、395番1、387番1地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町東出82番地22

株式会社KA IHATU 代表取締役 佐々木 清 一

3 許可年月日及び許可番号

令和8年1月8日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-21-2号(3太子)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第一工区）
丹波篠山市味間南字番955番の一部、956番の一部、957番、958番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波篠山市網掛392番地2ラディアンズ網掛2階
湯浅不動産販売株式会社 代表取締役 湯浅卓也
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年10月30日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-2号（7丹波篠山）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第一工区）
淡路市岩屋字鶴崎2942番4、2942番31の一部、2942番32、2942番39の一部、2942番40
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ 取締役副社長 執行役員 山本絹子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和8年3月9日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-3-2号（5淡路）

教育委員会規則

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第3号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

登録年月日	令和8年2月12日
登録番号	第5号
設置者の名称 及び住所	兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
名称	兵庫県立美術館 兵庫県立美術館王子分館
所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1番1号 兵庫県神戸市灘区原田通3丁目8番30号
備考	種別 美術博物館

附則

昭和46年兵庫県教育委員会告示第5号（博物館の登録）は、廃止する。



兵庫県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

登録年月日	令和8年2月25日
登録番号	第37号
設置者の名称 及び住所	姫路市 兵庫県姫路市安田4丁目1番地
名称	姫路科学館
所在地	兵庫県姫路市青山1470番地15
備考	種別 科学博物館

附則

平成14年兵庫県教育委員会告示第3号（博物館に相当する施設の指定）は、廃止する。



兵庫県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

指定年月日	令和8年2月12日
指定番号	第26号
設置者の名称 及び住所	兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名	称	兵庫県立コウノトりの郷公園	
所	在	地	兵庫県豊岡市祥雲寺128番地
備	考	種別	自然史博物館



兵庫県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

指	定	年	月	日	令和8年2月25日
指	定	番	号		第12号
設	置	者	の	名	称
及	び	住	所		日和山観光株式会社
					兵庫県豊岡市瀬戸1090番地
名				称	城崎マリンワールド
所				在	地
					兵庫県豊岡市瀬戸1090番地
備				考	種別
					水族館

附 則

平成6年兵庫県教育委員会告示第4号（博物館に相当する施設の指定）は、廃止する。



兵庫県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項に規定する博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

令和8年3月24日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

指	定	年	月	日	令和8年2月25日
指	定	番	号		第25号
設	置	者	の	名	称
及	び	住	所		兵庫県
					神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
名				称	但馬牛博物館
所				在	地
					兵庫県美方郡新温泉町丹土1033番地
備				考	種別
					総合博物館

附 則

令和4年兵庫県教育委員会告示第4号（博物館に相当する施設の指定）は、廃止する。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気
予定数量6,202,592キロワット時/年
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
RE100電力株式会社 東京都中央区日本橋2丁目9番10号
- 5 契約金額(税抜)
113,156,381円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年11月11日



落札者等の公示

一般競争入札の落札等について、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

契約担当者

兵庫県立夢野台高等学校長 檜木直人

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立夢野台高等学校機械警備業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立夢野台高等学校 兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月9日
- 4 落札者の名称及び住所
セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
- 5 落札金額
月額 38,830円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年2月17日